

( 公 印 省 略 )  
介高第30434-6号  
令和7年7月30日

各居宅サービス事業所 管理者 様

群馬県健康福祉部福祉局  
介護高齢課長 関根 智子

法人再編に伴う介護事業所指定時の廃止届の取扱いの変更について

日頃より、県の介護保険行政に関して、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

法人再編時には旧法人による事業廃止届および新法人による新規指定申請書の届出をお願いしておりますが、今般、事務処理の精度向上と簡易化を図るため、旧法人による事業廃止届を新規指定書類の一部として取扱うことといたします。

つきましては、今後、法人再編時は新規指定書類の一部として廃止届出書を提出していただくようお願いいたします。

また、法人再編時の提出確認票を別添のとおり作成致しましたので、今後はこちらを参考に書類作成等の御対応をお願いいたします。

記

1 取扱いの変更点

法人再編時には、廃止届を新規指定申請書の添付書類の一部として取扱い、提出時には他の添付書類と併せて一綴りのかたちとする。

2 法人再編時の提出確認票について

以下の県ホームページに掲載しておりますので参照ください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/2221.html#teisyutususyori>

トップページ>組織から探す>健康福祉部>介護高齢課>居宅サービスの手続について

|                               |
|-------------------------------|
| 担当 居宅サービス係<br>電話 027-226-2574 |
|-------------------------------|